

## 奈良県保育士等処遇改善事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、県内の保育士等の処遇改善を実施し、民間の保育所等における保育士等の給与の透明化を図ることにより、保育人材の確保・定着を促進することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、市町村とする。

### (対象施設・事業所)

第3条 この事業の対象となる施設・事業所は、以下に掲げる施設・事業所のうち、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和5年6月7日こ政保39・5文科初第591号こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長通知）」に基づき、処遇改善等加算Ⅰ及びⅡの認定を受けた施設・事業所（以下「施設等」という。）とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「告示」という。）第1の1に規定する幼稚園型認定こども園
- (3) 告示第1の2に規定する保育所型認定こども園
- (4) 告示第1の3に規定する地方裁量型認定こども園
- (5) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所
- (6) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所
- (7) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を行う事業所
- (8) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所

### (対象職員)

第4条 この事業の対象となる職員は、以下に掲げる者のうち、児童福祉法第18条の4に規定する保育士（以下「保育士」という。）、又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第15条第1項に規定する保育教諭であって、保育士又は保育教諭として月120時間以上勤務する者若しくは1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者（以下「職員」という。）とする。

- (1) 施設等を運営する法人（又は個人事業主）に雇用される者であって、当該施設等に勤務する者
- (2) 施設等を運営する法人の役員等（又は個人事業主）の者であって、保育士又は保育

教諭としての業務を兼ねて当該施設等に勤務する者

(対象要件)

第5条 第3条に定める施設等は、前年度の賃金等について、別紙様式を県のホームページで公表することに同意することを要するものとする。

2 前項に規定する賃金等について、誤りがあった場合は、速やかに是正を行うものとする。

(事業の実施方法)

第6条 この事業において、施設等、市町村、県が実施する内容は次のとおりとする。

(1) 施設等

ア 施設等の長は、職員の処遇改善を月額給与（本俸又は手当）の引き上げにより実施するものとし、処遇改善の額は、市町村長が処遇改善として支出する補助金又は委託料の額を下回らない額とするものとする。

イ 施設等の長は、処遇改善を行う額及び内容等を定める書類を整備し、職員にその額及び内容等を予め明示するものとする。

ウ 施設等の長は、市町村長から処遇改善として支給される補助金又は委託料の全額を職員に配分するものとする。

エ 施設等の長は、市町村長から処遇改善として支給される補助金又は委託料を明確に区分経理した上で、給与台帳等に記載するものとする。

オ 施設等の長は、市町村長に補助事業又は委託事業の実績報告を行うに当たっては、処遇改善の額等について給与台帳等に記載された内容を正確に転記するとともに、保育士証、給与台帳の写し等市町村長が指定する書類を提出するものとする。

カ 施設等の長は、市町村長に補助事業又は委託事業の実績報告を行った以降に、処遇改善の額等に更正すべき事由を生じた際は、速やかに市町村長に報告しその指示を受けるものとする。

(2) 市町村

ア 市町村長は、施設等への補助事業又は委託事業により処遇改善を実施するものとし、その交付要綱又は委託契約書等において、処遇改善の額を月額により明記するものとする。

イ 市町村長は、知事に補助事業の交付申請を行うに当たっては、処遇改善を行う額及び内容等を定める書類を施設等に提出させ、交付申請の精査を行うものとする。

ウ 市町村長は、知事に補助事業の実績報告を行うに当たっては、職員の保育士資格、処遇改善の額等を証する書類を施設等に提出させ、実績報告の精査を行うものとする。

エ 市町村長は、知事に補助事業の実績報告を行った以降に、処遇改善の額等に更正すべき事由を生じた際は、速やかに知事に報告しその指示を受けるものとする。

(3) 県

知事は、市町村長から処遇改善の額等の更正に関する報告があった際は、速やかに報告の内容を精査し、市町村長に必要な指示を行うものとする。

附則

この要綱は、令和6年5月8日から施行し、令和6年度分の事業から適用する。